

輪島市監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、
同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 24 年 1 月 20 日

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年12月22日（木） 門前総合支所市民課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○門前総合支所市民課の業務については、主となる戸籍届出の受付をはじめ、各種証明書の発行、税金の徴収及びゴミ分別、動物の死体処理等の環境衛生に関する苦情対応等様々な分野の中、限られた職員で工夫を凝らし業務を遂行されていることが伺える。今後とも、個人情報の取り扱いに万全を期され、本庁の各課との円滑な連携を図り、市民の声をよく聞いた上で支所機能の効率的な推進に努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年12月22日（木）門前総合支所総務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○業務遂行にあたっての説明聴取により、多種多様のイベントをはじめ、観光や商工業関係及び災害・交通等の市民生活安全に関することなど、多岐にわたり限られた職員で工夫を凝らし業務を遂行されている苦労が伺える。

前年度の指摘事項であった地元イベントへの協力については、「民間主体が望ましいものは、民間に移行すべきかの協議・検討」をするとのことであったが、困難な状況が見受けられた。イベントの継続にあたっては慣例となっている部分を再検討し、禅の里構想を含めて惰性で流さず、今後どうあるべきかを考え、観光や町おこしに結び付けた事業展開に努力をされたい。

また、友好自治体との交流については、互いの文化や産業の特徴を活かし、誘客の促進や地域の活性化につなげていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年12月22日（木） 放送課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湯 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○放送課の業務については、ケーブルテレビ加入後の苦情や雷などによる自然事故等の対応に苦労が伺える。また、放送番組の制作については、番組制作研修会（県外の市町）等に積極的に参加し、研究に研究を重ねていることを活かし、今後も多くの人々に親しまれる番組づくりに励んでいただきたい。

○ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納繰越額については、前年度の指摘事項でもあったが、直近年度においても滞納額が発生しており、文書発送・使用制限等の徴収対策に工夫をされているにもかかわらず、なかなか滞納額縮減につながっていない。致し方ない部分もあると思われるが、現在の手段のほか納入相談や自宅訪問を行うなど、アイデアを絞り根気よく住民に接し、引き続き滞納解消に向けて努力をしていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年12月22日（木） 門前総合支所健康福祉課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○業務遂行にあたっての説明聴取により、市民の健康推進・地域包括ケアや生活保護・障害者支援及び国民健康保険給付等と多岐多様な分野で努力されていることが伺える。今後ますます高齢化が進む中、高齢者が元気に安心して暮らせるよう健康相談や健康指導を積極的に推進されることを願う。

また、高齢者の健康づくりが医療費の削減にもつながることから、地域住民の健康増進にも努められたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①備品台帳について

前年度の監査時にも課題となっていたが、担当課独自の様式で台帳が作成され、かつ検認印などの不備が目立ち、改善の兆しが見受けられない。備品台帳と管理物品を照合し、規則に基づいた様式で、購入や廃棄の年月日及び物品の分類等を明確に記録し改善していただきたい。

市の財産である物品の管理には、備品台帳が不可欠重要書類である。